

都道府県  
各 政令指定都市 孤独・孤立対策担当部局 御中  
市区町村

内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画主体に係る検討について（周知）

平素より、孤独・孤立対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号）第 11 条に基づき、国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとされています。

今般、令和 6 年 4 月 1 日の同法の施行に向け、「孤独・孤立対策推進法の施行について（通知）」（令和 6 年 2 月 2 日府孤準第 8 号）（別添）において、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に向けた検討をお願いしたところです。

人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得る孤独・孤立の問題に対しては、官・民・NPO 等の多様な主体が対等に相互につながる水平型連携の下、それぞれの取組の裾野を広げることが重要です。

また、孤独・孤立対策においては、様々なライフステージや属性の者がいずれも取り残されることのないよう、その支援の主体は分野を超えた多様性が求められます。さらに、孤独・孤立対策が目指す人と人とのつながりが生まれる社会づくりには、各分野における人と人とのつながりづくりに資する取組との連携が非常に重要です。また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを通じて他分野の主体と顔の見える関係を作ることを通じて、各施策における関係者の多様性の確保に資するという利点もあります。

上記の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの趣旨に鑑み、この度、別紙に掲げる団体・組織に対して、各団体・組織における取組を通じた孤独・孤立対策の推進の観点から、当該プラットフォームへの参画を御検討等いただくよう、当室よりご協力等をお願いしておりますので、貴地方公共団体における当該プラットフォームの構築の検討に当たって、参考としていただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室 青野、岡村、古居

TEL : 03-5253-2111（内線 82838、82845）

E-mail : [kodoku.koritsu.renkei.j9i@cas.go.jp](mailto:kodoku.koritsu.renkei.j9i@cas.go.jp)

(別紙)

<協力依頼先一覧>

各都道府県・政令指定都市 男女共同参画主管課
各都道府県 配偶者暴力相談支援センター主管課
各都道府県 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管課
都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課
消費生活センター・消費生活相談窓口
各都道府県・指定都市・中核市 こども政策担当部局
各都道府県・市町村・特別区 母子保健主管部局
各都道府県警察の長
各都道府県総務部(局)(安全衛生担当課扱い)、(市町村担当課・区政課扱い)
各指定都市総務局(安全衛生担当課扱い)
各都道府県地域おこし協力隊担当課
各都道府県集落支援員担当課
管区行政評価局長、四国行政評価支局長、沖縄行政評価事務所長
都道府県・指定都市 再犯防止施策担当者
法務省の地方支分部局及び施設等機関
出入国在留管理庁の地方支分部局
各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項を受けた学校設置会社
を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各都道府県・政令指定都市博物館担当課
各都道府県・各指定都市スポーツ施設主管課
各都道府県・市町村・特別区 婦人保護事業主管課(室)
各都道府県・市区町村 民生主管部(局)
各都道府県・市区町村 介護保険担当主管(局)
各都道府県・市町村 自殺対策主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市 障害保健福祉主管課
各都道府県等人材開発主管課(室)
地域若者サポートステーション実施団体の長、総括コーディネーター
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
北海道農政部長
北海道農政事務所企画調整室長

北海道農政事務所生産経営産業部長
北海道農政事務所消費・安全部長
地方農政局経営・事業支援部長
地方農政局消費・安全部長
地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部長
各都道府県・政令指定都市・中核市 住宅担当部(局)
各都道府県・市町村 廃棄物行政主管部(局)
各都道府県・保健所設置市・特別区 熱中症予防対策担当部(局)
各地方(自然)環境事務所長
全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
日本福祉士会
日本生活協同組合連合会
全国農業協同組合中央会
全国漁業協同組合連合会
日本労働者協同組合連合会
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン
全国居住支援法人協議会
保護司会、保護司連合会
全国公民館連合会
日本図書館協会
日本弁護士連合会
日本郵政株式会社(日本郵便)
全国商店街振興組合連合会
全国卸商業団地協同組合連合会
協同組合全国共同店舗連盟
協同組合連合会日本専門店会連盟
協同組合連合会日本商店連盟
小売電気事業者・一般送配電事業者
一般ガス導管事業者
日本経済団体連合会
経済同友会
日本商工会議所